

予算特別委員会 企画総務分科会

令和8年3月3日

1 議案の調査

議案第2号 令和8年度 千代田区一般会計予算
(企画総務委員会所管分)

予算特別委員会 企画総務分科会 予算調査について（案）

1 調査方法について

- (1) 理事者の説明は予算関係資料の配付をもって代え、特に説明を要する場合のみ行うこととする。
- (2) 原則として「目」ごとに質疑を受ける。
ただし、事項が少ない科目については「項」ごととする。

2 理事者の出席について

原則、所管部（室・局）調査日のみ出席とし、それ以外は自席待機とする。

3 調査日程

企画総務分科会 予算調査日程

月 日	午 前	午 後
3月3日（火）	○一般会計【歳出】 地域振興費	○一般会計【歳出】 地域振興費 ○一般会計【歳入】 地域振興部所管の歳入
3月4日（水）	○一般会計【歳出】 議会費、総務費、職員費、 公債費、諸支出金、予備費	○一般会計【歳出】 議会費、総務費、職員費、 公債費、諸支出金、予備費 ○一般会計【歳入】 当該所管の歳入 ○給与費明細書 ○債務負担行為調書

4 分科会予算調査報告書について

「1 分科会で論議された項目」及び「2 総括質疑において論議することとした項目」を記載し、分科会の会議録を添付して3月9日（月）午前中までに予算特別委員長へ提出する。

祭礼文化継承支援に関する他自治体の実施例

都道府県・自治体	補助金名称	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額
東京都 文京区	町会・自治会 事業補助金	文京区内で活 動する町会等	事業実施に伴う謝礼金、打合せ経費、物品購入費、印刷 経費、役務費、委託料、レンタル・リース料、工事費 ※町会・自治会が所有する神輿の改修は、宗教的行事に 該当しないとしている。	10/10	各町会・自治会 により異なる
埼玉県 さいたま市	みこし、太鼓、 山車等の屋外 活動備品に対 する補助制度	自治会	屋外活動備品、コミュニティ活動に直接必要な用具 (神輿、子ども神輿、太鼓、山車、子ども山車、テント 等) ※神輿や山車を保管する倉庫などの建築物、衣類などの 消耗品は補助対象外	3/4	100万円
埼玉県 上尾市	山車等修繕費 補助金	町内会	山車等の修繕 ※総額 50 万円以上の修繕	1/2	150万円
埼玉県 渋川市	地域のまつり 等応援事業補 助金	渋川市内の自 治会及び地区 自治会連合会	備品購入費(太鼓、獅子頭、提灯等) 被服・装飾費(法被、衣装、半纏、イベントジャンパ ー等) 修繕費(御輿修繕、山車修繕、運動会用品等) 記録編纂費(おまつりの記録冊子作成等)	2/3	5万円
兵庫県 市川町	伝統文化継承 推進助成事業	自治会、伝統文 化を継承する 団体	伝統文化事業の必要な用具の購入や修理にかかる費用 (例：太鼓、バチ、笛、衣装など。法被や足袋、ハチマ キなどは対象外)	10/10	30万円

都道府県・自治体	補助金名称	補助対象者	補助対象経費	補助率	補助限度額																																			
岡山県 岡山市	コミュニティ活動推進備品助成事業補助金	岡山市町内会名簿に掲載されている単位町内会及び学区・地区連合町内会	補助対象備品の修繕又は購入、及びそれに伴う補助対象備品の処分、設置、運搬 （１）地域の伝統行事等に使用する神輿、山車、獅子舞用具、太鼓、櫓、テント、提灯及びのぼり旗 （２）補助事業者の所有する備品を保管するための物置	1/2	（１）50万円 ※下限10万円 （２）10万円 ※下限5万円 （下限は事業費総計）																																			
石川県 金沢市	コミュニティ活動推進用具購入費等補助金	一定の地域内の住民を構成員とする住民組織	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>補助率</th> <th colspan="2">限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">（１）太鼓 （２）子供みこし</td> <td rowspan="8">3/4</td> <td>購入</td> <td>115万円</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（３）山車</td> <td>購入</td> <td>600万円</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（４）町旗 （５）法被</td> <td>購入</td> <td>45万円</td> </tr> <tr> <td>設置</td> <td>115万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（６）町会等の掲示板</td> <td>設置</td> <td>115万円</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>70万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（７）太鼓等収納庫</td> <td>設置</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">（８）山車等収納庫</td> <td>設置</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>修繕</td> <td>150万円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	補助率	限度額		（１）太鼓 （２）子供みこし	3/4	購入	115万円	修繕	70万円	（３）山車	購入	600万円	修繕	300万円	（４）町旗 （５）法被	購入	45万円	設置	115万円	（６）町会等の掲示板	設置	115万円	修繕	70万円	（７）太鼓等収納庫	設置	300万円	修繕	150万円	（８）山車等収納庫	設置	300万円	修繕	150万円		
区分	補助率	限度額																																						
（１）太鼓 （２）子供みこし	3/4	購入	115万円																																					
		修繕	70万円																																					
（３）山車		購入	600万円																																					
		修繕	300万円																																					
（４）町旗 （５）法被		購入	45万円																																					
		設置	115万円																																					
（６）町会等の掲示板		設置	115万円																																					
		修繕	70万円																																					
（７）太鼓等収納庫	設置	300万円																																						
	修繕	150万円																																						
（８）山車等収納庫	設置	300万円																																						
	修繕	150万円																																						

祭礼文化継承支援に関する法的確認について

○確認内容

「職務による法律相談制度」（総務課所管）を活用し、弁護士に法的助言を求めた。区が祭礼文化継承のため町会を支援することに対する、法的リスク等の確認結果は以下のとおり。

○確認結果の概要

- ・ 政教分離に留意する必要がある。
- ・ 判例の目的効果基準により、以下4要素が判断基準となる。
 - ① 当該行為の行われる場所の宗教性
 - ② 区民から見た宗教性の程度
 - ③ 行政の意図・目的
 - ④ 区民への効果（宗教に対する援助・促進となる効果の程度）
- ・ 文化的価値の保全、地域コミュニティの維持・醸成、災害対応力の向上、といった公益性を整理する必要がある。
- ・ 上記目的が達成されることを担保するため、補助金交付プロセスの中で審査制度を設けることも一案である。

○対応方針

- ・ 政教分離に十分留意した制度設計を行う。
- ・ 判例の目的効果基準はクリアしていると認識。
 - ① 祭礼道具は主にまちの中の巡行で使用されるため、宗教行事ではなく地域行事と整理
 - ② 区政モニターアンケートにて、85%が「特に宗教上の問題とは感じない」と回答
 - ③ 祭礼道具の文化的価値の保全とともに、地域コミュニティの維持・醸成を目的とする
 - ④ 地域コミュニティ活性化により防犯、防災、美化、福祉、子育て等への地域対応力が高まることで、町会非加入者も含めた区民全体の福祉向上が見込まれる。
- ・ 補助金の公益性の観点から、補助対象となった祭礼道具に幅広い地域住民が触れることのできる機会を設けるなど、取組の要請を検討。
- ・ 上記内容の実施を担保するため、要綱において補助要件を明記することや、交付にあたって審査プロセスを設けることを検討。

○参考判例

津地鎮祭事件（最高裁大法廷・昭和52年7月13日）

判決：合憲

判決の要旨：今日では宗教性が希薄化しており、建築開始時の一般的慣習として社会儀礼化している。行為の目的は土地の平安・工事安全を願う世俗的目的にあり、宗教的意義を持つものではない。効果についても、神道を援助・助長・促進するものとはいえず、他宗教への圧迫も生じない。